

申請者各位

平成 30 年 9 月
株式会社トータル建築確認評価センター

建築基準法の改正について

平成 30 年 9 月 25 日より、建築基準法改正に基づき下記の確認申請に係る様式の一部が変更となります。

平成 30 年 9 月 25 日受付分より、新様式にて申請いただきますよう
よろしくお願い致します。

記

変更となる様式：

- ※確認申請書、計画変更確認申請書 第三面
- ※建築計画概要書、計画変更建築計画概要書 第二面

変更となる箇所：

【11. 延べ面積】

- 【イ. 建築物全体】
- 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
- 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
- 【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
- 【ホ. 自動車車庫等の部分】
- 【ヘ. 備蓄倉庫の部分】
- 【ト. 蓄電池の設置部分】
- 【チ. 自家発電設備の設置部分】
- 【リ. 貯水槽の設置部分】
- 【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】・・・新設
- 【ル. 住宅の部分】
- 【ヲ. 老人ホーム等の部分】
- 【ワ. 延べ面積】
- 【カ. 容積率】

以上